

# 令和元年 第9回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和元年9月3日（火）午後2時00分

場 所 別府市役所 農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 恒松 直之

次 第

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事

議案第1号

非農地証明願について

議案第2号

農地経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画の意見について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

(1) 農地法第4条第1項第7号の規程による農地転用届

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

報告第2号

開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について

日程第3 その他

出席委員 6名

※ 番号は議席番号

1番 齋藤 孝一

2番 佐藤 進蔵

3番 園田 喜久男

5番 星野 賢一

6番 久保 賢一

7番 浜川 和久

欠席委員 1名

※ 番号は議席番号

4番 恒松 直之

出席職員 事務局長 久恒 美千代 補佐 藤本 智美

午後1時45分 開会

(局長) 只今から令和元年第9回別府市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会の出席委員数は6名で、委員定数7名に対し、過半数を超えていますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。

なお、恒松会長は都合で欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

よって、本日は、総会会議規則23条第1項の規定により浜川職務代理者が議長として議事を進行いたします。

ここでお願いがございます。

議案に上程いたしました案件について質問等がございましたら、挙手をしていただき、議長の承認のうえ、発言していただきたいと思っております。

それから、総会の開会中は携帯をマナーモードにするか電源をお切り下さいますようお願いいたします。また、やむを得ず離席する場合は、議長の許可を得て下さい。

よろしく申し上げます。

それでは、浜川職務代理者、よろしくお願いいたします。

(会長) それでは、恒松会長に代わり、私が議長を務めさせていただきます。

今年も、全国的に厳しい暑さが続きましたが、8月の後半は台風の影響で長雨が続いておりまして、日照不足が重なって、農作物の生育不良が非常に心配でございます。

9月に入り、少し涼しくなりましたが、まだまだ暑さは続く、との予報ですので、皆さん、疲れもたまっているでしょうから、急な季節の変化等、体調には十分お気を

つけいただきたいと思ひます。

また、今月は9日からは、福岡県うきは市での視察研修と27日には地区別セミナーが開催されます。

視察研修につきましては、のちほど事務局より詳細についての説明があるかと思ひますが、せつかくの機会ですので、他市との意見交換、交流を通じて、今後の別府市の農業の振興にお役立ていただければと思ひます。

また、来月は3ヶ月に一度の定期検討会とモデル地区推進会議を開催する予定にしております。

稲刈り等でお忙しいとは思ひますが、ご出席のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案について、事務局の方からお願ひいたします。

(局長) 本日の総会議案は、お手元に配布いたしております、議案第1号「非農地証明願について」が1件、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画の意見について」が3件、報告第1号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届」が1件、(2)「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」が1件、報告第2号「開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について」が1件、となっております。

それでは、総会会議規則第7条及び第23条により、会長の職務代理者である浜川委員に議長をお願ひしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(議長) それでは、本日の総会は、総会会議規則第7条及び第23条により、職務代理者として、議長を努めますのでよろしくお願ひします。

それでは、これより会議を開きます。

本日の総会議事録署名委員の選出について、私のほうから指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) はい。

(議長) ご異議がないようでありますので、5番 星野委員 1番 齊藤委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、議事にはいります。

議案第1号「非農地証明願について」です。

事務局の説明を求めます。

(事務局) ご説明いたします。

お手元の資料、「令和元年9月総会議案資料」の1ページをご覧ください。

別府市の地図上にピンク色で印をつけているところがございます。

総会議案の1ページをお開き下さい。

議案第1号「非農地証明願について」

番号1 申請人 別府市浜脇1丁目△△番△△号 持分2分の1 ○○○○外1名

区分 市街化区域

申請の土地 石垣東三丁目△△番 田(雑種地) △△㎡

場所は、石垣東三丁目△△番の○○○○の北側です。

申請地の状況は、駐車場

理由 前所有者(被相続人)が近隣のマンション居住者に貸駐車場として

転用。相続登記後も現状のまま使用。

以上です。

(議 長) はい、只今事務局の説明が終わりました。議案第 1 号、申請番号 1 番につきまして、何かご質問、ご意見、あるいは異議はございませんでしょうか。

(各委員) 異議なし。

(議 長) それでは異議もないようですので、議案第 1 号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画の意見について」、事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは、まず、農地中間管理事業について説明をさせていただきます。

地域内のあちこちに分散した遊休農地をまず、農地中間管理機構が借り受け、農地の担い手、たとえば農業法人、認定農業者、集落営農組織などがまとまりある形で農地を利用できるよう、配慮して、機構にあらかじめ受け手として応募し、機構に登録されている担い手に貸し付けて、農地の集約を図るしくみであります。

ちなみに総会資料の 1 枚目をご覧ください。

平成 26 年度第 1 回、中間管理機構が始まった時期にですね、借受希望者リストに、東山パレットが掲載されております。これは、中間管理機構のホームページをご覧ください。なっていると、年度別に出ておりますので、お分かりになるかと思えます。

それでは、議案の説明に入ります。

2 ページをお開き下さい。

議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画の意見について」

番号1 土地所有者 別府市城島△△組 ○○○○

借受人 大分市舞鶴町1丁目△△番△△号 ○○○○

借受人 別府市大字東山△△番地△△ ○○○○

区分 農振地域、農用地区域です。

賃借権を設定する土地 大字東山字松山△△番 田(田) △△㎡ 外3筆

合計 △△㎡

議案資料 2 ページ目に地図がございます。

賃借料 10a 当たり 7,000 円

借受後の経営 水稻栽培

機構借受期間 2019年11月1日から2029年10月31日までの10年

借受人への貸付期間 2019年11月1日から2029年10月31日までの10年

選定理由は、公募に応募している者とマッチングした結果、条件等が適合したため、ということです。

3 ページ目をお開き下さい。

「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」です。

番号2 利用権を設定する者 別府市東山2区△△組 ○○○○

利用権を受ける者 別府市東山1区△△組 ○○○○

区分 都市計画区域外 農振地域・農用地区域

利用権を設定する土地 大字東山字神田△△番△△ 田(田) △△㎡

この場所については、議案資料3枚目に地図があります。

利用権の種類 賃借権

利用方法は水田として

期間 令和元年9月3日から令和2年9月2日までです。

貸賃支払いは直接

設定の理由として、耕作困難なため

受けるものは、農業経営の安定のため、ということです。

番号3 利用権を設定する者 別府市東山1区△△組 ○○○○

利用権を受ける者 別府市東山1区△△組 ○○○○

区分 都市計画区域外 農振地域・農用地区域

利用権を設定する土地 大字東山字中居△△番 田(田) △△㎡ 外1筆

合計 △△㎡

この場所については、議案資料4枚目に地図があります。

利用権の種類 貸借権

利用方法は水田として

期間 令和元年9月3日から令和6年9月2日までです。

貸賃支払いは直接

設定の理由として、耕作困難なため

受けるものは、農業経営の安定のため、ということです。

以上です。

(議長) はい、先ほどの資料、地図のほうですね、地図のほうの2ページにある○○さんで  
すかね。これについては、今年度、モデル地区の現地視察に行った時、○○○○のす  
ぐ下にある、あの部分です。

3ページのほうは、樁の大きな○がありますよね、その○の横のところの部分です。

それから4ページについては、これは齊藤さん、どの辺ですかね。

(齊藤委員) ○○○○さんのところの隣。

(事務局) ○○○○のバス停のところ。

(議長) そうですね。○○というバス停の印がありますが、そのところです。  
この件について、ご意見、ございませんでしょうか。

(星野委員) ちょっと、初歩的なことですけど。

1番と2番、3番とやり方が違うじゃないですか。なぜですか。

たとえば、1番は中間管理機構が入ってくる、このメリット、デメリットって何ですか。

(事務局) 農地中間管理事業を通すことによって、借受人のほうに農地が集まる、そういった仕組みを中間管理機構がお世話をする、そんなに大きくない土地であれば、こんな風に利用権設定をして、直接話をして、個人で借りる、貸す、従来ある利用権設定と、平成26年から始まった中間管理機構を通してするか、それだけの違いです。内容的にはあまり変わりません。

(事務局) 集積・集約化する上では、やはり一つのところに集めた方が、管理機構はいろんなデータ、情報を持っているので、機構を通したほうが、集積・集約化は進みやすいのかなと思います。

(議長) 6番委員、どうぞ。

(久保委員) 中間管理機構を通したらお金の問題は違うの。機構を通したらなんぼか補助金を出しますよ、とか。



(事務局) 以前はありましたけど、それは後日、正確にお調べしてからお答えします。

(議長) はい、1番委員、どうぞ。

(齊藤委員) 中間管理機構の利用は、認定農業者か法人じゃなければ出来ないんですか。

(事務局) 先ほども中間管理機構の説明をさせていただいたんですが、法人であるということと、認定農業者の担い手として、農業の規模拡大、農業の安定を図れる方が、まず中間管理機構に応募するわけですね。個人でも認定農業者であれば応募できますので、まずは認定農業者ということですよ。

(議長) 一応、今ご質問とかご意見がありましたけど、この件に関してはご意見ありませんでしょうか。

(委員) なし。

(議長) それでは、ご意見等もないようですので、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画の意見について」は、全て承認することに決定いたしました。

次に、報告第1号「農業委員会規定第9条の規定による専決事項の報告について」です。事務局の一括説明を求めます。

(事務局) はい、議案の4ページをお開き下さい。

報告第1号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について」です。

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届

番号1

申請人 大分市大字永興△△番地 ○○○○ ○○○○

職業 会社員

区分 市街化区域

申請の土地 大字平道字黒崎△△番△△ 畑(荒地) △△㎡

場所は、小坂△△組で、○○○○の西約75mのところでは、

施設の概要は、庭園用地として

転用の時期は、届出受理後、

専決年月日 令和元年8月2日

5ページをお開き下さい。

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

番号1

譲渡人 大阪府堺市北区東上野芝町二丁△△番地△△ ○○○○

○○○○

職業 無職

譲受人 別府市大字鶴見△△番地の△△ ○○○○ ○○○○

職業 無職

区分 市街化区域

申請の土地 亀川四の湯町 △△番△△ 畑 △△㎡

これは、亀川四の湯町△△番 ○○○○の西、約60mほど山の手の方では、

施設の概要は、家庭菜園用地として、△△㎡

転用の時期は、届出受理後

専決年月日 令和元年8月5日、以上です。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。報告ですけれども、何か質問等はございませんでしょうか。

(委員) なし

(議長) それでは、報告第1号につきましては、報告事項でございますので、ご了承願います。  
次に、報告第2号「開発行為事前協議申入れに対する協議結果の報告について」、事務局は説明をしてください。

(事務局) それでは、議案6ページをお開き下さい。

報告第2号 「開発行為事前協議申入れ等に対する協議結果の報告について」です。

番号1

申請者 別府市餅ヶ浜町△△番△△号 ○○○○

土地の所在 南町△△番地△△ 外2筆 計 △△㎡

ここは、市街化区域 商業地域です。場所は、○○○○です。

利用目的は、公共施設・専用住宅並びに共同住宅用地として

事務局の所見としては、申請地は農地でないため、意見無し。周辺に農地があるか確認し、被害が生じる恐れがある時や生じた時は、責任を持って対処して下さい。また、排水等を水路に流す場合には、水利関係者に承諾を得て下さい、と回答しております。

以上です。

(議長) この件についても、何か質問はございませんでしょうか。

なければ、報告事項でございますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、さらに報告がもう一件ございまして、第7回の総会の時に条件付で承認いたしました、○○○○の土地について、事務局の方から報告をして下さい。

(事務局) はい、第7回農業委員会総会におきまして、建物撤去を条件とする宅地造成に関する工事の許可がおりることを条件とし、農地法第5条の規定による許可をすることとしました、〇〇〇〇の土地の件ですが、7月10日に宅地造成許可がおりた関係で、農業委員会として、同日付けで、農地法第5条の規定による許可書を交付いたしました。

その後、所有権移転等の手続き後に建物撤去工事が終了した、ということで写真を提出していただいております。今、回覧をしていますので、ご確認いただければと思います。

(議長) はい、只今事務局から、第7回総会にて、条件を付して許可をした、〇〇〇〇の土地の件で、約束どおり、建物撤去を終えた、ということです。この件につきまして、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいですかね、はい特に質問等も無いようですので、その他、事務局よりお願いいたします。

(事務局) まず、農地農業相談の報告でございます。8月16日金曜日に齊藤委員と大野泰徳委員に対応いただきましたが、相談案件はございませんでした。

続きまして、資料5ページです。

農地所有適格法人の議決権要件の特例について、それまでは、原則として、当該法人に出資する法人は、当該農業関係者に含まれない、となっておりましたが、当該法人が、農地所有適格法人から出資を受ける旨を農業経営改善計画に記載し、市町村の認定を受けた場合、当該農地所有適格法人の有する議決権が農業関係者の議決権と同様に取り扱われるということになっております。一応参考までにと申し上げます。

(議長) それでは、その他で事務局から説明がありました。何かご質問がありましたらお願い

いたします。

(委員) なし

(議長) それから、農地所有適格法人の議決権要件の特例について、何かご質問がありましたらどうぞ。

(委員) なし

(議長) はい、それでは、8月28日に開催されました、担い手アクションサポートチーム会議があり、久保委員が出席されておりますので報告事項があればお願いします。

(久保委員) 今日、水田農業、スマート農業推進研修会があっていると思うが、水田農業、スマートIT化の話がありました。

(事務局) IT化される今後の農業として、先進地の事例等の紹介、それからITというのは、もう1年間通して、天気予報とか、どのくらい肥料をやればいいのか、そういう風にしてIT化して先進型の、農業ですね。

(久保委員) ドローンを飛ばすのは、25ヘクタール以上が対象です。

(事務局) ドローンで農薬を蒔く。広い農地が対象ですね。別府はないですね。

(久保委員) もうパレットしかないかな。それからもう一つ気になるのが、8月22日に女性就農者確保対策事業説明会があって、この説明会の中で、女性のトイレを作ったりするのに補

助金を出しましょう、と言うような話もありました。

(事務局) 今後、女性の農業者、特に若い女性が進出してくる中、トイレとか更衣室とかがないので、女性だけで法人が出来た場合はトイレ、更衣室を建てる場合は補助金が出ます、という内容です。

(久保委員) それと、8月31日が野菜の日、大分県農業振興祭、これが10月26日、27日、だそうです。

(事務局) 水産振興祭はその2週間前になります。12日と13日。

(久保委員) また、JAがとうもろこし祭りをして、1万本売ったそうです。

(事務局) 竹田のすごうから朝採りを仕入れて出したんですけど、それが毎年好評です。

(星野委員) すごうの朝採りはゆうパックでかなり出ますね。

(事務局) 新鮮なうちは生で食べられますから。

(齊藤委員) 先ほど、トイレの補助金ですが、パレットなんかは学校の跡地で苗なんかを作ってるんですけど、そういうところにトイレを作るのもいいかもしれない。

(事務局) いいかもしれないですね、詳しくは農林水産課の方にお尋ね下さい。

(議長) それでは、事務局からその他何かありませんか。

(事務局) 農業者年金の件でお知らせです。お手元にありますのが、令和元年の新しいチラシです。もし訪問とかで、農業者年金のご説明をしていただけるのであれば、これ沢山ありますので、ご希望であれば、うちの方からお配りいたします。よろしければこのチラシを持って農業者年金のご説明をお願いします。特に裏面ですが、農業者年金の特徴のところ、今国民年金だけで生活が成り立たない、というご時勢であります。厚生年金も臨時さん、パートさんでも加入するかという議論が出ておりますけども、特に農業者の方については、この農業者年金でもって、よりよい余生を、ということで、ぜひお勧めですのでもよろしくお願ひいたします。

ただ、加入者、対象者は別府市は大変少ないので、どうしても難しいところがあると思います。現在加入推進者名簿に乗っている人が13名しかおりませんので、出来るだけ入っていただけるといいのかなと言う希望でもってお知らせをさせていただきます。

(議長) はい、それでは、以上をもちまして、令和元年第9回総会を終了いたします。

午後 2 時 3 6 分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 \_\_\_\_\_ 職務代理者 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 1 番委員 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 5 番委員 \_\_\_\_\_ 印